

平成 20 年 1 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社京王ズホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐々木英輔  
(コード番号 3731 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営企画室長 深野道照  
(TEL . 022 - 722 - 0333 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 1 月 30 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 19 年 4 月 1 日付けで会社分割により持株会社体制へ移行いたしましたが、これに対応する事業目的の追加を行うものであります。(現行定款第 2 条・変更案第 2 条)
- (2) より機動的な資本政策の実行を可能にするため、当社の発行可能株式総数の変更を行うものであります。(現行定款第 6 条・変更案第 6 条)
- (3) 迅速な意思決定を可能とするため、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるよう変更を行うものであります。(変更案第 23 条)
- (4) 社外取締役、社外監査役の職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社に対する賠償責任を、法令の範囲内で限定する責任限定契約を締結することができるよう変更を行うものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。(変更案第 25 条、第 32 条)
- (5) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおり

#### 3. 日程

定款変更の為の株主総会開催予定日 平成 20 年 1 月 30 日  
定款変更の効力発生予定日 平成 20 年 1 月 30 日

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的) 第2条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u> 1. ~ &lt;省略&gt; 20.</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>90,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(報酬等) 第23条 &lt;省略&gt;  &lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第24条 ~ &lt;省略&gt; 第29条</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的) 第2条 <u>当社は、次の事業を営む会社及びこれらに相当する業務を営む会社(外国会社を含む。以下この条文において同じ。)</u>の株式又は持分を取得することにより、<u>当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u> 1. ~ &lt;現行どおり&gt; 20.</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>115,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(取締役会決議の省略) 第23条 <u>当社は、取締役会の決定事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(報酬等) 第24条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第25条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第26条 ~ &lt;現行どおり&gt; 第31条</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="416 353 544 383">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="384 607 587 636">第6章 計 算</p> <p data-bbox="188 645 284 741">第<u>30</u>条 ~ 第<u>33</u>条</p> <p data-bbox="416 680 544 710">&lt;省 略&gt;</p>	<p data-bbox="815 322 1209 351"><u>( 社外監査役との責任限定契約 )</u></p> <p data-bbox="810 353 1410 562">第<u>32</u>条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="1007 598 1209 627">第6章 計 算</p> <p data-bbox="810 636 906 732">第<u>33</u>条 ~ 第<u>36</u>条</p> <p data-bbox="1043 667 1222 696">&lt;現行どおり&gt;</p>

以 上